

審 査 決 定 報 告 書

新市民会館整備等調査特別委員会

令和3年第1回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第2号の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

本案については、3月22、23日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第2号 水戸市民会館条例

本案は、新市民会館の設置及び管理に関する条例を新たに定めるものであり、施設ごとの利用料金と減免の考え方、類似施設との比較について、指定管理者の指定に係るスケジュール等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「利用料金の減免基準については、早急に内容を精査し、委員会に報告されたい」、「新市民会館は芸術文化の振興に寄与する重要な施設であることから、早期完成に向け、地域住民に十分配慮しながら鋭意事業を推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第2号

原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和3年3月24日

水戸市議会議長 内 藤 丈 男 様

新市民会館整備等調査特別委員会
委員長 渡 辺 政 明